さくら市地域おこし協力隊農業応援事業

「さくら農援隊」運営要綱

第１条　目的

本要綱は、さくら市地域おこし協力隊農業応援事業「さくら農援隊」の運営に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第２条　定義

本要綱において「農援隊」とは、「さくら農援隊」のことを言う。

第３条　組織構成

農援隊は、以下のメンバーにより構成される。

①管理者：農政課正規職員

②隊員：さくら市地域おこし協力隊のうち希望者

第４条　応援対象

　下記の両条件を満たしたものを応援対象とする。

　①対象者：さくら市民、さくら市内の土地を所有もしくは賃借し、原則、農業の開業届を提出しているもの。

②対象土地：さくら市内の土地

第５条　応援活動範囲

依頼者からの依頼に基づき、下記の応援を実施する。なお、応援内容によっては、専門性をもった外部人材等と協力して実施するものとする。

①農作業の応援

②その他、依頼者のニーズに応じた応援

第６条　活動方法

　依頼者からの依頼に基づき、下記の流れのとおり対応を行う。

１．応援活動依頼

①依頼窓口を設置し、農政課窓口、電話もしくは電子メールで依頼者からの応援依頼を受け付ける。

②メンバーは、聞き取り内容をもとに、必要に応じて現地確認を行う。

③メンバーは、聞き取り内容及び現地確認をもとに、応援受付が可能と判断した場合に、応援依頼内容を受付書（様式１）に必要事項を記載する。

④複数の依頼を受け付ける場合は、内容及び緊急性を鑑みて、優先順位を設定する。

⑤内容に応じて、担当者を設定する。

２．依頼内容の状況確認及び応援活動の実施

①担当者が現地調査を実施し、具体的な応援内容及び作業人数等を見積もる。

②現地調査の結果を踏まえ、必要に応じて具体的な応援計画を作成する。

③応援計画に基づき、応援活動を実施する。

３．応援活動終了後

①応援活動終了後、応援活動報告書（様式２）を作成する。

②活動結果について、依頼者からアンケート（様式３）を徴取し、応援活動の質の向上を図る。

③依頼者に効果を確認し、必要に応じてフォローアップを行う。

第７条　責任

１．応援作業の際に、農業用資機材を利用する場合は、依頼者が用意するものとする。

２．隊員が、依頼者が用意した農業用資機材を利用した際、破損等した場合、故意又は重大な過失が認めらる場合以外は、隊員は、その責は追わないものとする。

第８条　会議

１．定期的に会議を開催し、活動報告や課題の共有を行う。

２．必要に応じて、臨時会議を開催する。

第９条　情報共有

隊員間のコミュニケーションを円滑にするため、SNSやオンラインストレージを活用して、情報を共有する。

第１０条　改善策

１．依頼者から徴取したアンケート（様式３）等に基づき、活動方法や運営体制の改善を図る。

２．必要に応じて、運営要綱の見直しを行い、必要な修正を行う。

第１１条　附則

１．本要綱は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

２．本要綱に記載がない事項については、都度協議の上決定する。